

佐賀県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年六月二十九日から平成二十二年七月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		区		域	
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル			
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字上浜二九 〇五番一地先から 伊万里市瀬戸町字海面一二 三四番三地先まで	伊万里市瀬戸町字上浜二九 〇五番一地先から 伊万里市瀬戸町字海面一二 三四番三地先まで	前	一三・五 八・三	一三三六・七	後	三〇・三 一二・二	一三三七・七